［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（合併及び分割の認可の申請）

第四条　法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　略

七　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　略

七　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

３　［略］

（施設定期検査を受ける加工施設）

第三条の十五　令第九条の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　非常用設備

二　核燃料物質の検査設備及び計量設備

三　主要な実験設備

（施設定期検査の申請）

第三条の十六　法第十六条の五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

２　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

３　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三条の十六の二　法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる加工施設（以下「廃止措置対象施設」という。）内に核燃料物質が存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）とする。

２　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　貯蔵施設

二　廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用設備

（施設定期検査実施要領書）

第三条の十六の三　原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第三条の十七　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第四条　法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　同上

［号を加える。］

七　［同上］

３　［同上］